

**改正**

平成 30 年 3 月 20 日要綱第 3 号

平成 31 年 2 月 26 日要綱第 12 号

坂出市雨水貯留施設設置・改造補助金交付要綱

(趣旨)

**第 1 条** この要綱は、雨水の有効利用および浄化槽の再利用を推進し、水資源および環境の保全を図り、もって本市が目指す節水型まちづくりに資することを目的として、雨水貯留施設を新設する者および公共下水道等を使用し、または新しく浄化槽を設置することにより不要になった浄化槽を雨水貯留施設に改造する者に対し、その費用の一部を補助することについて、坂出市補助金等交付規則（平成 12 年坂出市規則第 33 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 2 条第 1 号に規定する浄化槽で、同法第 5 条の規定により当該浄化槽の工事に着手することができるものまたは建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定による確認を受けたものをいう。
- (2) 雨水貯留施設 敷地内に降った雨水を貯留する施設で、次に掲げる条件を満たすものをいう。
  - ア 貯水槽の容量が 100 リットル以上であること。
  - イ 固定して設置されていること。
  - ウ 雨どい等に接続し、給排水のための配管その他の設備を備えていること。
  - エ 内部の清掃が可能な構造であること。

(交付対象者)

**第 3 条** 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、本市の市税を滞納していない者とする。

- (1) 市の区域内に住所を有すること。
- (2) 自ら居住する専用住宅または併用住宅を市の区域内に有すること。
- (3) 前号の住宅敷地内に、雨水貯留施設を新たに設置するための工事（以下「設置工事」とい

う。) または不要になった浄化槽を雨水貯留施設に転用するための改造の工事 (以下「改造工事」という。) の費用を自ら負担して行う者

(補助対象経費)

**第4条** 補助金の交付対象となる経費 (以下「補助対象経費」という。) は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める経費とする。ただし、設置工事または改造工事しようとする敷地内に、すでに補助金の交付を受けて設置または改造をした雨水貯留施設があるときは、当該設置工事または改造工事に要する経費は、補助対象経費としないものとする。

(1) 設置工事 雨水貯留施設 (本体、付属品および第2条第2号ウの配管その他の設備を含む。) の購入経費および設置に必要な経費とする。

(2) 改造工事 浄化槽を雨水貯留施設に転用するための工事に必要な経費とする。

(補助金の額等)

**第5条** 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の限度額は、50,000円を限度とする。

(交付申請)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者 (以下「申請者」という。) は、雨水貯留施設設置・改造補助金交付申請書 (様式第1号) に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 位置図・平面図

(2) 構造詳細図

(3) 工事等費用見積書の写し

(4) 本市の市税の完納証明書

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

**第7条** 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、雨水貯留施設設置・改造補助金交付決定通知書 (様式第2号) または雨水貯留施設設置・改造補助金不交付決定通知書 (様式第3号) により申請者に通知しなければならない。

(完了届等の提出および完了検査)

**第8条** 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者 (以下「補助対象者」という。) は、設置工事または改造工事が完了したときは、その完了した日から起算して1か月以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、雨水貯留施設設置・改造工事完了届 (様式第4号) に、

次に掲げる書類を添えて市長に提出し、当該設置工事の完了検査を受けなければならない。

- (1) 工事等費用の領収書
- (2) 設置工事または改造工事の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類  
(補助金の額の確定)

**第9条** 市長は、前条第2項の規定による書類の提出を受けた後、雨水貯留施設設置・改造補助金交付確定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

**第10条** 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、雨水貯留施設設置・改造補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出を受けたときは、速やかに補助対象者に補助金を交付するものとする。

(維持管理)

**第11条** 補助対象者は、設置・改造した雨水貯留施設を定期的に清掃および点検する等、これを適正に維持管理するよう努めなければならない。

(補助金の返還)

**第12条** 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、すでに交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部または一部返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を申請の目的以外に使用したとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長の指示に従わなかったとき。

(委任)

**第13条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

**付 則**

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

**付 則**(平成30年3月20日要綱第3号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

**付 則**(平成31年2月26日要綱第12号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。